平成２５年（フ）第４６号
長崎県長崎市横尾５丁目２番14―303号
債務者　田川　政子
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３号
長崎県大村市諏訪１丁目895番地　セジュール諏訪101、前住所長崎県大村市諏訪２丁目36番地６
債務者　佐々田めぐみ
1　決定年月日時　平成25年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第２５号
長崎県大村市大川田町915番地１　ソレイユ202号、前住所長崎県西彼杵郡長与町高田郷21番地１―206号
債務者　笹原ひとみ
1　決定年月日時　平成25年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第２９号
長崎県諫早市川床町541番地　本田アパート10号、前住所長崎県雲仙市小浜町北野793番地
債務者　岩永　義則
1　決定年月日時　平成25年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第６３号
宮城県岩沼市二木１丁目11番１号
債務者　福田　啓子
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１号
茨城県猿島郡境町大字山崎１番地65
債務者　木村　栄作
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２６号
茨城県筑西市玉戸1527番地44
債務者　高橋　幸則
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第３２号
茨城県桜川市真壁町羽鳥191番地３
債務者　坂入　　舞
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第３７号
茨城県古河市古河138番地４　ダイヤハイツ古河103号
債務者　髙橋　勝利
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第３８号
茨城県結城市大字上山川2814番地
債務者　舟橋　一帆
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第３９号
茨城県結城市大字結城1900番地　仁見住宅東２号棟、前住所茨城県結城市大字結城1720番地２
債務者　佐久間敏広
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第４１号
茨城県古河市東本町１丁目14番５―303号　サンワ古河マンション
債務者　服部　修吉
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第４２号
茨城県結城郡八千代町大字菅谷834番地138
債務者　遠藤　明枝
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第４４号
茨城県下妻市高道祖3881番地
債務者　橋本　　崇
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第４５号
茨城県古河市諸川2042番地３　アビタシオン108号
債務者　大塚　豊彦
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第５１号
茨城県筑西市新治1996番地62
債務者　山本　孝幸
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第３号
千葉県茂原市六ツ野3758番地10
債務者　三浦いづみ
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係